

瀬上・宮代・下飯坂・冲高のみなさま、
こんにちは！！

北信東地域包括支援センターです



地域包括支援センターとは、高齢者の皆様が住みなれた地域で安心して自分らしく生活できるように福島市が設置した高齢者の【総合相談窓口】です。

様々なご相談に主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師・認知症地域支援推進員・地域支え合い推進員等の専門職が対応しています。お気軽にご相談ください。
例えば・・・

【健康・相談】

「介護保険ってどうやって使えるの」
「これからの事が心配」
「もっと歩けるようになりたい」
・・・など

【さまざまな相談ごと】

「近所のおばあちゃんの物忘れが心配」
「どこに相談したらいいかわからない」
・・・など

【権利を守ること】

「消費者被害にあって困っている」
「あの家からたまに怒鳴り声が聞こえる」
「お金の管理が心配」
・・・など

【安心して暮らせる地域のために】

「町内会等で制度や健康についての
学習会を開きたい」
・認知症サポーター養成講座の開催
・地域の機関とのネットワークづくり
・・・など

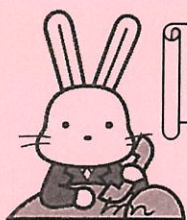
- ★ 相談方法 : 電話や来所、訪問による対応も行います。
- ★ 相談料金 : 無料です。
- ★ 相談時間 : 月曜日～土曜日 8:30～17:30（日曜日は休み）
- ★ 担当地区 : 瀬上・宮代・下飯坂・冲高

お問い合わせ先

福島市北信東地域包括支援センター
☎ 024-553-1555

担当職員

梅宮志保 佐藤広美
阿部智子 菅野裕子
志賀圭華 柿沼 充



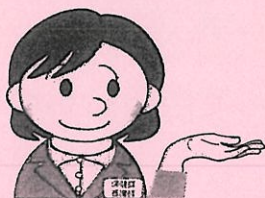
まずはお電話ください！

事前のご連絡なくご来所された場合、職員が外出中であるなどすぐに対応できない場合もあります。できるだけ事前のご連絡をお願いいたします。

ご存知ですか！！ 【成年後見制度】

成年後見制度

法務省が管轄する民法に定められた制度で、家庭裁判所の決定に基づき、判断能力の不十分な方々が財産管理や日常生活での契約などの法律行為において不利益をこうむらないように権利と財産を守ります。



対象者

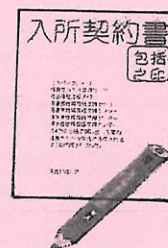
判断能力が不十分な方から判断(事理弁識)能力が常に欠け会話が成り立たず意志疎通も不可能な方を対象とします。

※事理弁識とは…日常生活に必要な法律行為の意味を理解し判断する能力

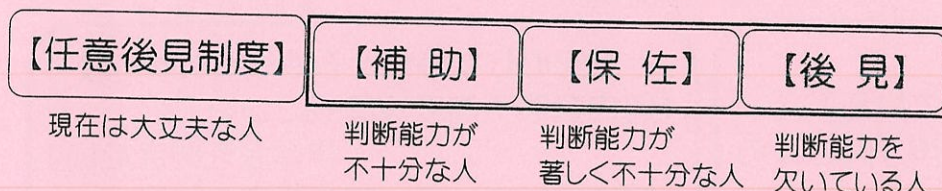
サービスの種類と例

財産管理…日常生活に関わる支払いや預金の管理・不動産の処分・遺産分割
身上監護…介護・福祉サービスの利用や施設への入退所の手続きに関する契約

※「代理権」や「同意権・取消権」によって本人に代わって契約を行ったり、不利益な契約行為を取り消すことで、本人を保護し、援助を行います。



成年後見制度には3つの類型があります



【後見】類型になるほど、判断能力は低下、お手伝いすることも多くなります。

一般的な手続きの流れ

